

平成24年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年1月30日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三
9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子
13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史
17番	取本 一則	18番	粟田 稔	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛
23番	木村 勝	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

19番 田上 一 22番 小路 修三

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 立川 芳美 主任 宮田 正文
主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2 名

議 題

- 第 1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 2号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 3号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 4号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 5号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 6号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 7号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認について

報 告

- 第 1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 2号 農地の形状変更届について
- 第 3号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、農業委員会総会を開会したいと思います。

現在の出席委員は38名のうち、田上委員、小路委員、2名の方から欠席の届け出が出ております。36名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第1回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行していただきます。よろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。

それでは、早速であります。議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第1号より議第7号までの52件と、報告11件が提案されております。慎重なる審議よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、27番、杉本委員と28番、松村委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。2番と5番の申請者が農業委員本人となっており、農業委員会法第24条並びに農業委員会規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により退席をお願いいたします。

— 3番 西川委員 5番 星野委員 退室 —

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の1ページをお願いします。

議第1号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑516㎡他1筆、計705㎡を、知人へ贈与するものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田999㎡他1筆、計1,997㎡を、知人へ贈与するものです。

3番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の樹園地465㎡を、相手方の要望と規模拡大による売買です。

4番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地1,514㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

5番、築地と山鹿の申請人で、申請物件が築地の畑293㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑804㎡他2筆、計2,214㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

以上、6件、7,188㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、関係委員からの説明をお願いいたします。

1番お願いします。

○38番（小田 募君） これは知人への贈与です。受人の方は後継者もおられますし、畑も近くに持っておられますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○4番（三原一男君） 渡人と受人は知人であり、知人への贈与でございます。何の問題もなく、許可相当です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○6番（永田知博君） 譲渡人は受けた小作人に出しておいた土地でございます。また、譲受人の方は現在近所ではありますけれども、非常に熱心に農業、米作に従事しておるわけでございます。何も問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○38番（小田 募君） 経営縮小と規模拡大です。これも問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番をご説明申し上げます。

貸人の方は、一人で現在生活をされておりますけど、いずれ、この方はもう農業を廃止して、違う場所に移転をしたいということで、借人の方が、それでは自分のほうでこれの管理をしたいということで、引き受けられておるようでございます。

何ら異常はございません。

次、6番。

- 25番（柴原 豊君） 譲渡人には後継者がいませんので、経営を縮小したいということと、譲受人は建設業をやっております。畑を資材置場にしないかと心配して尋ねましたところ、今栽培されているみかんをそのまま栽培するということでありましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。ただいまのこの6件につきまして、他にご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。
- 2番（東 令佐君） 1番と2番の知人への贈与とはどういうことか、ちょっと不自然な感じを受けるから。贈与の理由を文書で付けていただかないと、納得できかねない。兄弟とか何とかならそのままでもいいけれども、知人への贈与とはどこまでを言うのか、ちょっとわからない。
- 議長（寺田誠一君） 今、こういうふうなご意見がでましたけど、今後の取り扱いとして、ただいまご提案されましたような方法をなさいますか。それとも、従来どおりにやりますか、いかがでしょうか。
- 35番（平野和昭君） 1番の譲渡人が、私の地区の人です。それで、電話で問い合わせましたところ、この人の叔母さんが譲受人の地区に嫁いでいる。そういうことで、そこに畑があるけれども、本人は畑の所在も何も知らんような状態で、そして、自分のみかん畑を貸したりして、その辺の畑の管理はしよんなはる。叔母さんのご主人から話のあったてです、甥に。だから、もうその辺は、そのままよかけんということだったから、1番は問題なかです。
- 2番（東 令佐君） だから、そういうのは理由のあるはずだから、文書を付けてもらうならと。
- 21番（堀本義寛君） その場合、知人への贈与で認められんということになるならば、法的に何らかの形で意見を添えて、文書を作成せなんですけんね。それでは、全然これから先一切通用せんからですね。この感じでは、譲るけて、譲渡人等も関係性があるかもしれんから、そこまで理由を述べよということになるから、全部を。それが必要だろうか、果たして。
- 12番（本田多美子君） 私も、先ほど言いなされたごと、それが農業委員の仕事だと思うんです、いろんな事情を聞くのが。文書にしたときに、この人は知人だから電話をかけなはったことが、農業委員として、何でですかという、具体的な内容を私たちがいろいろ知って、それは大丈夫です、だから、許可相当ですということ、それを作業をされるんじゃないかなと思うんですよ。2番も説明をしてもらうならどうですか、ここで。

○4番（三原一男君） 3年前、渡人は2名のの人に耕作をしてもらいよったそうです。1人の人はただで、1人の人は徳米をもろうて何しよんなはったそうです。そして、私も高齢ではあるしお子さんもないし、先は長うなかけんですね、それでそういう関係で、私より誰か知人で田ん中を買うものがおらんだろうかという話もありました。ですから、私もそういうことになって話しましたが、もう狭い田ん中の1反、2反なんて買い手は今のところ見つかりません。それで、本人は、もうそういう何なら知人に贈与しようということで、委員さんに話のあったと思います。

○議長（寺田誠一君） よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。

所有権移転の場合、知人への贈与とあった場合には、書面にしてこれを残しておくという説と、もう一つは、農業委員の仕事として、当事者から事情を聞いたものをご報告して、それで承認を受けるというふうな方法が問われましたけれど、どちらが。

後者のほうで決定するということによろしゅうございますか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、そのところは一応それで了解をしていただきたいと思えます。

それでは、他にご意見がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないようですので、議第1号は許可することに決定をいたしました。

— 3番 西川委員 5番 星野委員 入室 —

○議長（寺田誠一君） 次に、議第2号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 3ページをお願いします。議第2号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田1,009㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年2月1日から3年間の契約をするものです。

以上、1件、1,009㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用する

こと、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番、担当委員からの説明をお願いいたします。

○5番（星野 泉君） この地は借人の方のすぐ近くにありまして、減反で作ってありませんでしたので、作られるということはいいこととありますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にこの件につきましてご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第2号は許可することに決定をいたします。

次に、議第3号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第3号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,108㎡他4筆、計2万2,599㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年2月28日から20年間契約をするものです。

2番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田160㎡他6筆、計3,194㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年2月1日から10年間契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,106㎡他6筆、計7,693㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年2月29日から30年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,770㎡他16筆、計1万7,162㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年2月1日から40年

間契約をするものです。

以上、4件、5万648㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。申請番号1番より順次、担当委員からの説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○29番（小澤一成君） 使用貸人と借人は親子関係であり、農業者年金受給のためです。許可相当です。以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○15番（西木美津子君） 貸人、借人は親子で、農業者年金の10年間の再契約で、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○34番（早高義徳君） 貸人、借人は親子でありまして、農業者年金受給のための再設定でございます。許可相当と判断いたしました。報告いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○36番（藤川賢一君） 貸人と借人は親子でございます。農業者年金受給でございますけれども、ここは家庭的にも研修でもモデル的な施設になるような家族でございます。今度農業者年金受給ということで申請されました。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。他にこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第3号は許可することに決定いたしました。

次に、議第4号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第4号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定により下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成

24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が築地の畑205㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の田55㎡他1筆、計226㎡で、転用目的が農業用倉庫及び車庫です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、2件、431㎡をご提案申し上げます。申請内容を、農地転用許可基準すべての項目ごと適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順次関係委員からの説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○3番（西川英文君） 申請人の方は高齢になられまして、長男の家の横に、隣接地に家を建てて、将来は長男に面倒を見てもらいたいということだそうです。農家でいろいろ行き来をしたいということで、丈下水も長男のほうと接続という形で、何ら問題はないと判断いたしました。許可相当とです。

○議長（寺田誠一君） 次、2番でございますけれども、これには、始末書が添付されておりますので、事務局よりまず朗読の後、担当委員からのご説明をお願いいたします。

○事務局（宮田正文君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員からのご説明をお願いいたします。

○23番（木村 勝君） 自己転用農地に農業用倉庫及び車庫を建設するものでありまして、給排水はございません。雨水については、説明にもあったように、自己所有地に自然吸い込みであります。周囲は必要最小限のブロック擁壁で囲み、土砂の体積、倒壊への対応ということでありまして、近傍農地へは、特に被害が及ぶことはないということでございます。調査いたしましたところ、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にこの2件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ご質問、ご意見もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) 異議がないものと認め、議第4号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第5号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 7ページをお願いいたします。

議第5号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が玉名の畑45㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は上下水管が埋設された道路沿い、かつ玉陵中学校から約60m、玉名小学校から約400mに所在する農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中の畑54㎡で、転用目的が駐輪場です。農地区分は都市計画法に規定する農村区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が亀甲の田850㎡他1筆、計934㎡で、転用目的が宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が亀甲の宅地、登記地目は田でございます。159㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が中尾の畑287㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、親子間での使用貸借で、申請物件が伊倉北方の畑1,302㎡で、転用目的が農家住宅及び車庫兼倉庫です。農地区分は、JR肥後伊倉駅から約450mに所在する農地で、第2種農地に該当し、未申請地農家に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が大倉の畑312㎡他2筆、計481㎡で、転用目的が個人住宅及び進入路です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地農家に適当な代替地がないものと判断しております。

以上7件、3,262㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がない

ものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○15番（西木美津子君） 譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、譲受人は現在住宅地にある道路が狭いために広くすることで、進入が土砂の流出の防止のためブロックを敷いて対応します。周辺の田畑に影響は何らありません。調査の結果、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○3番（西川英文君） 2番、3番、4番、5番につきまして説明いたします。

まず、2番から行きます。これはアパート建設に伴う隣接地の土地54㎡を駐輪場、要するにバイクとか自転車置場にすることでの転用です。屋根付きの駐輪場だそうで、全面舗装して、雨水は公共の側溝に流すということで、許可相当と判断いたしました。

次、3番です。これは分譲地のための転用でございまして、現況の農地を見た限りでは、とても農業ができるようなところでは現在ありません。それを3mほど埋め立てをいたして、3戸分の分譲地を造るということで、公共の上下水につなぐということと、雨水は側溝を造り、そこから農側溝に流すということで、これも許可相当と判断いたしました。

次、4番です。これも何回か、去年か一昨年でしたか、農業委員会で転用の話をいたしましたけれども、その同じところで公共の道路に面したところで、実際農業ができるような農地ではありません。周辺も住宅地でございまして、特に二階建ての住居を建てるということで、上下水道も完備しておりますし、何ら問題はないと判断いたしました。

5番は、中尾の里でご存じかもしれませんが、一括して30戸ぐらい分譲地を造られたところの中にある農地ですが、これは2カ月ほど前までは宅地だったわけだそうです。なかなか売買ができなくて、税金面でかなり高いわけです、だから、本人が申請をし直して農地にしたところ、今度は売買ができたということで、改めて農地転用をすると決めたわけです。そういった事情で作ってある土地ですので、何ら問題はないと判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○10番（坂西孝之君） 最初に職業のところは無職となっておりますけれども、定年になったとき何もしてなかったから無職と勘違いされておりました。実際には農地とか農機具も持っておられますので、これは問題ないと思います。それから面積ですけれども、6枚ほどの段々畑でございます。これを平地にしたときに、実際に活用できるとは、法面を引いたときにも半分以下になってしまうんじゃないかと考えていますので、これも問題ないと思います。それから、排水ですけれども、雨水は雨水枡を敷地内に設置し、敷地内で自然地に吸い込ませるということでございます。汚水は合併浄化槽を敷地内に設置し、その排水処理は側溝に排水するというところでございますので、何ら問題なく許可相当と考えます。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○12番（本田多美子君） この譲渡人と譲受人は兄弟関係にあり、譲受人の方は長く団地住まいでありまして、今度家を建てるということで実家に相談したところ、兄のこの土地を譲り受けるということになりました。この土地は、本当に生産性の低い土地で、周りは全部お兄さんの土地であります。給水方法は玉名市の上水道、雨水は道側の法面下に暗渠管を設置して、道路のここに放流するという事です。汚水は合併浄化槽を設け、浄化した水を雨水と一緒に放流するだけということでありました。この造成にかかる、現況が同じ高さなので、ほとんど造成も必要がないということで、近隣農地への被害もなく、先ほど言いましたようにすべて周りはお兄さんの土地ということで、被害はないと思われまます。

以上、判断いたしまして許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明がすべて終わりました。ただいまの議案の中で、ご意見、ご質問、ございませんか。はい、どうぞ。

○36番（藤川賢一君） 坂西さん、ちょっとお尋ねしますばってん、1反ちょっとばかりある中で、6枚ばかりあるて言いなはったですよね。そして、整地すると半分ぐらいになると言いなはった。6枚あるなら、うちあたりも空いた畑があるというときがあるもんですから聞きよるとですが、下のほうは何で、石上げてしとんなはっとですか、それともコンクリのあれで。

○10番（坂西孝之君） 1枚目はそのまましといて、2枚目にずっとこう、L字型といますか、それを設置する予定にしています。雨水とか何とかをU字溝に結ぶために。

○36番（藤川賢一君） L字型のあれを。

○10番（坂西孝之君） その1mぐらいのを立ち上げることにする。

○17番（取本一則君） だけん、一番下の畑を切らずに段にして、小段を設けたようにして、そこにL型をされると一番下が上がるわけ。下はそのままの土破じゃなか

ですか。一番下のはいじくりなし、そうすると何もせんでもよかけん。だけん、ちよっと2mばかり逃げとって、L型を1mばかりすると、何もせんでもよかじゃないですか。一番下の土台は動かさんとじゃないですか。

○36番（藤川賢一君） わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他に、ご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第5号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第6号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の決定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。12ページから15ページまでの32件の集積です。所有権移転が1件の2,996㎡、利用権設定が29件の9万8,926㎡、利用権転貸が2件、1万8,073㎡で、合計32件の11万9,995㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 事務局から説明が終わりました。他にこの件についてご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご質問、ご意見もないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第6号は意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第7号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第7号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書確認について。別紙、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を確認するものとする。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

選挙人名簿登載申請書につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定によりまして、申請書を受領したときは、1月31日までに申請書に記載された事項についての意見を付して、市の選挙管理委員会に送付しなければならない。併せて、同条第3項の規定で登載申請書を提出しない者があるときは、農業委員会はその者について、同法の申請書に代わるべき文書を作製し、選挙管理委員会に提出することができる、という規定がございますので確認をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 事務局からの説明が終わりました。ここで確認作業のために休憩といたします。時間は30分間とします。3時より審議を再開します。

-----○-----

休 憩 午後2時30分

再 開 午後3時00分

-----○-----

○議長（寺田誠一君） 時間になりましたので、審議を再開します。

ただいま、皆さん方それぞれ確認作業をしていただきましたけれども、この件については、他に何かご意見なりご質問ございませんでしょうか。

○3番（西川英文君） これはちゃんと個人が自主申告という形で年末に区長さんを通じて配付してあると思いますが、それに挙がってない人の分をここでチェックして出すというのはいかがなもんですかね。本人の意思確認はでけんでしょうか。その辺は、よかつですか。

○事務局（西村則義君） 農業委員会等に関する法律で、施行令の3条の3号にですね、「法第8条第1項の規定により選挙権を有する者で、第1項の申請書を提出しない者があるときは、農業委員会はその者について同項の申請書に代わるべき文書を作製し、1月31日までに市町村の選挙管理委員会に提出することができる」とあるんですよ。最終的な判断は選管がしますけど、農業委員会の意見として出すわけです。

○17番（取本一則君） この件は、私も前西村さんに電話で、ある人が農業委員会のほうで職権でできるけんと言うてから出しよられた。「全部職権でできるもんね」と、「おれのときにしよったもんね、前は」と言われるけん、職権でできるかもしれん

ばってん、本人が出しとらんとに勝手にできるとかなと思ってから、電話をして確認した件はあるんですけど。本人が「おれは出そうごとなか嫌ばん」と言うてから、「どうしておれは出しとらんとに、チェックしてから、選挙人名簿はあるとかな」と言われたときはどうするのかなと思うたんですよね。今度、選挙のあったときは、「あがとは上がとるばいた」と、「それは市の農業委員会でチェックしてからしとなはるばいた」となったときは、チェックした私の責任かなと思うて。それをこの間電話で聞いたら、最終的には地元農業委員の本人さんに「あがとをこうやって出しておいたもんな」と言うときははるなら万全でしょうという話だったばってんです。相手が、「おれは出しもせんで、何で、いつの間にこがんとに載っているのかな」と、何かあったときに、万が一いろいろ問題があったときに。これは、こうやって条文で載っているから、それでチェックして選挙管理委員会に提出することができるとなっているかもしれんけれども、こうやって忘れとったり、今年選挙があるのも何もわからずに、紙切れが12月に来て、どこにあるかわからん。もう出さんでおろうかと。うちのそばのおばさんは、「父ちゃんの死なしたけん、もうおれのところはよか、出さん」と、うちのそばの人のそう言われたんです。息子は百姓しよとです、同居して。頭の中は父ちゃんと私しかなかというような頭しかなかつだもんな。それで、私1人になったけん、もう出さんと。息子も百姓してるとに出さっさんわけですよ。だから、私は息子のところを見てからチェックしたばってんです。そがんした感覚を持っておらすけん、12月に区長さんたちの忘年会があるけん、そのときに農業委員会かあたりから行って、「来年の1月、来年は選挙の年で、選挙人名簿を毎年出しておりますけれど、今後近々ですので、区長さんにもまた区長会を通じてこうやって配付しますので」と話をそのときしとくなら、区長さんもわかんはるかもしれん、頭ん中置いとんなはるとではなからうかと思ふばってんです。区長会のとこに行つて話をするなら。

○議長（寺田誠一君） 私もこの話がつい数日前にございまして、結局職権は選管のほうで職権で入れるという考え方があったものですから。最近、農家の方が選挙人名簿を出すことについて、非常に、農業に対する関心がないのかどうか知りませんが、非常に厳しくなつて、選挙人名簿に掲載することをいやがつている人もいらつしゃるんです。何かあったときには、何でおれのは載つてないかということで、今度は事務局のほうにくつてかかられる人もいらつしゃいますけど、ただ、私が一番心配したのは自分で出さないで選挙人名簿に登載されてないものか、仮にここで農業委員会が名簿の中に入れ込んだときに、自分は意図的に出してないのに、誰がこれを入れたかという問題が起つてきたときに、どう農業委員会は対応するねとということを聞いたんです。そしたら、あなたと同じことを取本委員さんも心配して

いるのがあって、取り扱いをどがんしましょうかということになりまして、それでは、今までは、農業委員が確認して、名簿に追加を入れていたんですけども、今年からは選挙人名簿を、早く出てきて確認をするということではなくして、委員会にこれをかけて、そして、農業委員がそれぞれを自分が見た中で、この人は確かに農業をやっているという確認がとれれば、そこで青印を付けて出して、委員会にお諮りをして、選管に送付するということになれば、もう法的にもクリアしてしまうのではないかとということで、今年初めてこういうような方法をとらせていただいているわけです。最近、ほとんど3分の1以下ですもんね、提出されている方々が。いわゆる、この人はかなり昔から農業委員に関心のある人だという人でなくても選挙人名簿に登載されていない人が大分出てくるんです。

そういうことから考えていくと、選挙人名簿を農業委員がチェックをしたときに、何という法的な申し開きができるのかなということをお心配いたしまして、ここは確実に農業をしているということを確認とれたということで、委員会にお諮りをして、それを選管に送付をするという方法を採用させていただいております。

○31番（塚本眞由美君） 以前、この農業委員会が合併するときに、選挙人名簿は投票権だけでなく、委員の定数を1市3町の人数割りというか、ああいうのがあるからということをお聞いて、やはりおるごとしとかないなと思ってましたけど、割り振りの人間の、そういうのは今はないのですか。

○議長（寺田誠一君） あのときは、私もちょうど合併時でしたから、これを38名にするのか30名にするのかということで議論になったんです。ところが、天水とか横島とか、岱明の場合は純農村地帯ですから比較的選挙人名簿の数が取れるんですけど、旧玉名市の場合は農業に対する関心度が低いものですから、非常に落ち込んでおります。ところが、今後選挙区を設定する場合において、選挙人名簿が増えるようになっていくものですから、かなりそこは水増しされたかなというのはありますね、当時は。また、結局現在の投票区というのは6投票区ですよ。旧玉名市が3投票区、あとは1町1全区ですから、6投票区ですかね。

○31番（塚本眞由美君） 国勢選挙の調査が来るじゃないですか。あれと一緒にこれの条件に一致している人は出すべきと思うんですよ。あとは、行く、行かないは本人のあれだけど、やはり選挙に該当する人は出してもらわないと、天水なんかも選挙して来ていますので、1票が本当に、そんなときに出しとかなどどうなるかわかりませんが、条件に満ちている人は出すべきじゃないかなと思います。

○事務局長（永井正治君） 次長のほうから登載申請書の説明がありましたけれども、これは、出してない人に対して農業委員会が、それに代わる書類を作って提出することができるかとあって、してもよかですよ。できるということは、せんでもよか

ということなんです。せねばならないじゃなかつですよ、考え方によっては。あくまで、申請書は個人申請だから、本人の意思をもって申請すべき書類であります。事情によっては入院されていたりとか、あらゆる理由で期限までに提出できない場合も考えられる。

○31番（塚本眞由美君） だから、対処の仕方を、自分たちでしっかり決定せないかんのだと思うんですよ。

○議長（寺田誠一君） 農業委員会の広報にしても、意識的にされることが、どうろころのところがあるんですよ。昔は農業している人はイコール選挙人名簿という形だったんだけど、世の中が変わってきているじゃないですか。ですから、もう農業に一生懸命、認定農家でも取っている人でなくても、自分が必要なときは農業委員会に駆け込んで定数をしていくけど、普通のときはもうなるだけ関係はないということで、ほとんど白紙になっているという人も大分いらっしゃるようですね。あんまり一人ひとりいろいろのことに首を突っこんでいきよると、偉いことになる。この選挙のときだから、この問題が出てくるとでしょうけれども。

○24番（吉田道子君） 私は区長さんのほうに配付するときに、一応選挙人名簿は今まで挙がったら人が多かから、配るときにまた回収もしてくれということを経理さんに言うたんですよ。そしたら、この裏面をよく読んでから、個人事項提出になつとるけん、それは自己で自分のところに持ってきな人は人だけ回収している。そういうようなことを言われたです。

○17番（取本一則君） 持ってこん者に強制はでけんという話でしょう。

○24番（吉田道子君） はい。

○議長（寺田誠一君） 皆さん方が確認をいたしまして、この方は絶対農業をやっているだろうと納得した者について、青く印を付けられた方であっても、それは農業委員会としてここで皆さん方にお諮りして認めるということで、選管のほうに提出をしたいと思えます。

あとはまた、いろいろなことが将来起こるかもしれませんが、それは今後の問題として、今年の場合はその形でとらせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、農業委員会選挙人名簿登載申請書確認について、従来どおり確認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第7号を確認することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（寺田誠一君） 続きまして、報告第1号より第3号まで、事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 17ページをお願いします。報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が提出した旨の通知を受理したので報告します。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、7件の解約の通知を受理しております。

続きまして、19ページをお願いします。報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、1件の届を受理しております。用水の便利が悪いため、1m程度盛土して普通畑として利用されるものでございます。

次に、報告第3号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成24年1月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

3件の届を受理しております。携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地局建設が2件です。それと、トラック農作業用機械類、農具類を保管する農業用倉庫建設が1件、計3件でございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） 事務局より一括してご報告がございました。何かご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

○議長（寺田誠一君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議まことにありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年1月30日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

杉本 征子

農 業 委 員

松村 毅一